

## 5・4 国際海上コンテナの陸上輸送問題

### 5・4・1 国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策

国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、「国際海陸一環運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」は平成 22(2010)年 12 月の臨時国会で審議未了により廃案となったが、平成 24(2012)年 3 月 6 日、受荷主によるコンテナ情報の伝達の義務化、港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正、トラック事業者・運転者の遵守事項等の一部が見直しされ閣議決定し、即日通常国会に提出された。

その後、通常国会は 9 月 8 日まで延長されたが、同法案については審議されることがなく、閉会前日の 9 月 7 日に「閉会中審査」として衆議院国土交通委員会に付託され、次の臨時国会で継続審議する予定であったが、同年 12 月に行われた衆議院議員総選挙での政権交代により同法律案は審議未了による二度目の廃案となった。

一方、国際海事機関(IMO)では平成 23(2011)年 5 月の第 89 回海上安全委員会(MSC89)において、平成 25(2013)年にコンテナ損出防止措置の策定を合意したことを受け、同委員会の下部組織である危険物、固体貨物およびコンテナ小委員会(DSC)が、海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)改正の検討を開始した。現在、作業を付託されたコレスポンデンス・グループにおいて船積み前のコンテナの実重量計測の必要性を反映させた報告書を取りまとめている。

当協会は海上コンテナ輸送における安全確保において、実重量計測の実施による過積載や偏荷重等不適切コンテナの発見・是正の有用性は認めるものの、貨物の品目、重量、積み付け状況の情報所在から荷主側が責任を持って実施すべきである旨意見を主張している。